

# 隔月掛込定期積金（新とかち野）

令和8年4月1日現在

1. 商品名（愛称）	隔月掛込定期積金 （新とかち野）
2. 販売対象	・個人
3. 期間	・3年以上5年以下
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・2ヵ月に1回払込を行い、契約月が偶数月であれば2回目以降も偶数月に掛込、契約月が奇数月であれば2回目以降も奇数月に掛込を行います。 ・2万円以上 ・1,000円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して支払います。 ・満期日の前日までにすべての掛金の払込が完了している場合に限り、預入時または満期日以前の申し出により、満期日に自動解約による指定口座への自動入金を取扱いができます。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利（契約時の店頭表示の利率〔年利回り〕を満期日まで適用します） ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 税金	・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優は利用できません） ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期積金の約定利回りに1.0%上乗せした利率）
10. 中途解約の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日の普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボード、当金庫のホームページをご覧ください。また、または窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・「苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をご覧ください。 <a href="https://www.shinkin.co.jp/obishin/policy/complaint/">https://www.shinkin.co.jp/obishin/policy/complaint/</a>
13. その他参考となる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。ただし、満期日を繰延べない場合には、契約時の年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合により遅延損害金を徴求します。

## 隔月掛込定期積金（新とち野）

- ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。
- ・取引に際しては定期積金通帳の発行とし、証書の発行は行いません。
- ・掛金の払込は原則口座振替とし、状況に応じて店頭での払込も可能です。
- ・A T Mでの掛込ができます。
- ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息等が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預積金元本を合計して 1,000 万円までとその利息等が保護されます）

©くわしくは窓口にお問い合わせください。